

新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種促進支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 令和3年6月18日付け厚生労働省健康局健康予防課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について」に基づき、各医療機関における新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進を支援するため、接種回数等の一定の要件を満たした医療機関に対し協力金を支給することとし、その支給については、この要領に定めるところによる。

(協力金の支給の対象者)

第2条 この要領に基づき協力金の支給申請をすることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和3年5月9日から7月31日まで、同8月1日から10月2日まで、同10月3日から12月4日まで、同12月5日から令和4年2月5日まで、令和4年2月6日から3月31日まで、同4月1日から6月4日まで、同6月5日から8月6日まで、同8月7日から10月1日、同10月2日から12月3日、同12月4日から令和5年2月4日、令和5年2月5日から3月31日までのそれぞれの期間内に、次の要件を満たす接種等を実施した医療機関とする。

(1) 週100回以上の接種を4週間以上実施した診療所

ただし、令和4年10月以降はそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日（※）に接種体制を用意していることを要件とする。

(2) 週150回以上の接種を4週間以上実施した診療所

ただし、令和4年10月以降はそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日（※）に接種体制を用意していることを要件とする。

(3) 1日あたり50回以上の接種を実施した診療所及び病院

ただし、診療所にあつては、(1)、(2)の要件を満たさない週の属する日に限る。

また、令和4年10月以降は時間外、夜間又は休日（※）に接種体制を用意していることを要件とする。

なお、病院については、令和4年11月末までの実施期間とする。

(4) 特別な接種体制を確保し（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であつて、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）、1日あたり50回以上の接種を週1日以上達成する週が4週間以上ある病院

(※) 時間外、夜間又は休日の考え方

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

(協力金の支給額)

第3条 協力金の支給額は別表1のとおりとする。

(協力金の支給業務の委託)

第4条 県は、協力金の支給業務を委託により実施することとする。

2 協力金の支給事務を受託した者（以下、「受託者」という。）は、この要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(協力金の支給申請)

第5条 支給対象者は、新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種促進支援事業協力金支給申請書（別記第1-1号様式）により、協力金の支給申請を受託者（新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種促進支援事業事務局）に提出するものとする。

2 前号の支給申請書の提出期限は別表2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(協力金の支給の条件)

第6条 支給対象者は、本事業に係る証拠書類を整理し、事業が完了する日（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(協力金の支給決定等の通知)

第7条 受託者は、第5条に定める申請手続き書類を受理した場合は審査を行い、その結果を、新型コロナワクチンに係る個別接種促進支援事業協力金支給審査結果報告及び協力金原資請求書（別記第2号様式）により県に報告するとともに、協力金の原資を請求するものとする。

2 県は、受託者からの報告内容を確認し、適切と判断した場合は協力金の支給を決定し、受託者に対してその旨を、新型コロナワクチンに係る個別接種促進支援事業協力金支給決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

3 受託者は、県から協力金の支給決定について通知があった場合には、当該協力金の交付対象者に対し、協力金支給決定通知書（別記第4号様式）により通知を行う。

(協力金の支給)

第8条 この協力金は精算払により支給するものとし、協力金支給時期は別表2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(雑則)

第10条 受託者が協力金の支給を完了した後は、支給対象者が受託者へ提出した書類等は鹿児島県が引き継ぐこととする。

2 前項の規定により、鹿児島県が書類等を引き継いだ後も、この要領において、協力金の支給を行う場合に必要な事項については、なお、その効力を有するものとし、「受託者」を「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

協力金の支給対象者	協力金の支給額
1 第2条の各期間内に、週100回以上の接種を4週間以上実施した診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり2,000円
2 第2条の各期間内に、週150回以上の接種を4週間以上実施した診療所	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり3,000円
3 第2条の各期間内に、1日あたり50回以上の接種を実施した診療所及び病院 なお、診療所については上記1及び2の要件を満たさない週に属する日に限る。	1日あたり10万円
4 第2条の各期間内に、特別な接種体制を確保（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）し、1日あたり50回以上の接種を週1日以上達成する週が4週間以上ある病院	・医師 1人1時間あたり 7,550円 ・看護師等 1人1時間あたり 2,760円

※令和4年10月以降の申請については、下記要件を追加する。

1及び2・・・それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること。

3・・・時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること。

なお、病院については、令和4年11月末までの実施期間とする。

別表2（第5条，8条関係）

期 間	協力金支給申請書提出期限	協力金支給時期（目安）
令和3年5月9日（日）から7月31日（土）までの間における接種実施分	令和3年10月29日（金）	令和3年11月中
令和3年8月1日（日）から10月2日（土）における接種実施分	令和3年11月30日（火）	令和3年12月中
令和3年10月3日（日）から12月4日（土）における接種実施分	令和3年12月28日（火）	令和4年1月中
令和3年12月5日（日）から令和4年2月5日（土）における接種実施分	令和4年2月18日（金）	令和4年3月中
令和4年2月6日（日）から3月31日（木）における接種実施分	令和4年4月11日（月）	令和4年4月中
令和4年4月1日（金）から6月4日（土）における接種実施分	令和4年6月30日（木）	令和4年7月中

令和4年6月5日（日）から8月6日（土）までの間における接種実施分	令和4年8月31日（水）	令和4年9月中
令和4年8月7日（日）から10月1日（土）までの間における接種実施分	令和4年10月31日（月）	令和4年11月中
令和4年10月2日（日）から12月3日（土）までの間における接種実施分	令和4年12月28日（水）	令和5年1月中
令和4年12月4日（日）から令和5年2月4日（土）までの間における接種実施分	令和4年2月28日（火）	令和5年3月中
令和5年2月5日（日）から3月31日（金）までの間における接種実施分	令和5年4月24日（月）	令和5年5月中